

八 夜間支援対象利用者が12人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	83単位
(2) 区分 4	38単位
(3) 区分 2 及び区分 3	17単位
二 夜間支援対象利用者が13人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	79単位
(2) 区分 4	34単位
(3) 区分 2 及び区分 3	15単位
ホ 夜間支援対象利用者が14人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	72単位
(2) 区分 4	27単位
(3) 区分 2 及び区分 3	13単位
へ 夜間支援対象利用者が15人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	71単位
(2) 区分 4	26単位
(3) 区分 2 及び区分 3	11単位
ト 夜間支援対象利用者が16人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	71単位
(2) 区分 4	26単位
(3) 区分 2 及び区分 3	9単位
チ 夜間支援対象利用者が17人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	68単位
(2) 区分 4	23単位
(3) 区分 2 及び区分 3	8単位
リ 夜間支援対象利用者が18人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	63単位
(2) 区分 4	18単位
(3) 区分 2 及び区分 3	7単位
ヌ 夜間支援対象利用者が19人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	62単位
(2) 区分 4	17単位
(3) 区分 2 及び区分 3	6単位
ル 夜間支援対象利用者が20人の場合	
(1) 区分 5 及び区分 6	61単位
(2) 区分 4	16単位
(3) 区分 2 及び区分 3	5単位
ヲ 夜間支援対象利用者が21以上30人以下の場合（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）	
(1) 区分 5 及び区分 6	56単位
(2) 区分 4	11単位
(3) 区分 2 及び区分 3	1単位
注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制（以下「夜間支援体制」という。）を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。	

3 重度障害者支援加算	26単位
注 第 8 の注 1 に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者の数が 2 以上である指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
4 日中介護等支援加算	539単位
注 指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）が、区分 4 以上に該当し、かつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援又は通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者が心身の状況等により当該支給決定を受けている障害福祉サービスを利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が 1 月につき 2 日を超える場合に、当該 2 日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。	
5 自立生活支援加算	14単位
注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活（以下この注及び第16の 2 において「単身生活等」という。）が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
(1) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、指定共同生活介護事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者（(2)において「単身生活等移行者」という。）の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。	
(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を 6 月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。	
6 入院時支援特別加算	
イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。口及び注において同じ。）の日数の合計が 3 日以上 7 日未満の場合	561単位
ロ 当該月における入院期間の日数の合計が 7 日以上の場合	1,122単位
注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。	
7 帰宅時支援加算	
イ 当該月における家族等の居宅における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。口及び注において同じ。）の日数の合計が 3 日以上 7 日未満の場合	187単位
ロ 当該月における家族等の居宅における外泊期間の日数の合計が 7 日以上の場合	374単位
注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。	
8 小規模事業加算	
イ 平成18年10月1日から平成20年3月31日までの間	
(1) 入居定員が 4 人の場合	37単位
(2) 入居定員が 5 人の場合	14単位